

Press Release

令和2年3月9日

【照会先】

職業安定局雇用政策課民間人材サービス推進室

室長 倉永 圭介

室長補佐 矢野 誇須樹

(代表電話) 03(5253) 1111 (内線 5874)

(直通電話) 03(3595) 3404

「医療・介護・保育分野適合紹介事業者宣言」について

厚生労働省では、医療・介護・保育分野において、職業安定法及び職業安定法に基づく指針を遵守していくことを有料職業紹介事業者自ら宣言いただく「医療・介護・保育分野適合紹介事業者宣言」を新たに開始しました。

本日、別添の有料職業紹介事業者を「医療・介護・保育分野適合宣言紹介事業者」として人材サービス総合サイトに表示しましたので、お知らせいたします。

(表示例)

【医療・介護・保育適合】 株式会社〇〇〇〇

△△△△事業所

※人材サービス総合サイトの事業所名の欄に**【医療・介護・保育適合】**と表示します

○ 医療・介護・保育分野適合宣言紹介事業者（令和2年3月9日現在）

●●事業主 ●●事業所 （詳細は別添※参照）

※具体的な紹介事業者のリストを添付します。

※ 宣言の提出は順次いただいております、今後は、内容が確認できた宣言について、毎月上旬に人材サービス総合サイトに表示する予定です。

(参考) 人材サービス総合サイトとは

厚生労働省が運営しているサイトで、労働者派遣事業・職業紹介事業の許可・届出事業者一覧をはじめ、労働者派遣事業・職業紹介事業等の制度の周知や最新情報、各職業紹介事業者の紹介実績などの情報を提供しています。

(URL) <https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb>

「医療・介護・保育分野適合紹介事業者宣言」について

○趣旨・目的

医療・介護・保育分野については、人材確保が困難であることや、紹介された就職者の早期離職が指摘されています。

そのため、医療・介護・保育分野において、職業安定法及び職業安定法に基づく指針を遵守していく職業紹介事業者を見える化する取組として、「医療・介護・保育分野適合紹介事業者宣言」を創設しました。（R2. 1. 15から開始）

○宣言をするための条件

宣言書に規定されている以下の内容を遵守している場合に、宣言書を提出することにより宣言することができます。

【宣言書に規定されている内容】

1. 厚生労働省が運営する人材サービス総合サイトに、自社の紹介実績等の情報として、以下の情報を入力または登録を行っています。
 - ① 各年度（各年の4月1日～翌年の3月31日）に就職した者の数
 - ② 上記①のうち、期間の定めのない労働契約を締結した者（無期雇用就職者数）の数
 - ③ 上記②のうち、就職から6か月以内に解雇以外の理由で離職した者の数
 - ④ 上記②のうち、就職から6か月以内に解雇以外の理由で離職したかどうか判明しなかった者の数
 - ⑤ 手数料に関する事項（手数料表の内容）
 - ⑥ 返戻金制度の導入の有無及び導入している場合はその内容
2. 指針に規定されている内容を踏まえ、以下の内容で業務運営しています。
 - ① 自らの紹介により就職した者（無期雇用に限ります）に対し、就職した日から2年間、転職の勧奨を行っていません
 - ② 求人者から徴収する手数料に関する返戻金制度を設けています
 - ③ 求職者及び求人者双方に対して、求職者または求人者から徴収する手数料に関する事項を明示しています
また、返戻金制度に関する事項について明示しています
 - ④ 求職申込みの勧奨にあたり、求職者に金銭等（いわゆる「お祝い金」など）を提供していません
3. 宣言書提出時点において、都道府県労働局から職業紹介事業に関し、職業安定法に基づく是正指導を受けていません。
また、過去に受けた是正指導については是正済みです。

宣言書

この宣言書は、職業安定法又は職業安定法に基づく指針に規定されている以下の内容を遵守することを宣言いただくものです。

以下の3項目についてご確認いただき、遵守されている場合は、□欄に☑を入れて、下記記載欄に事業所名・職業紹介許可番号等を記載の上、提出をお願いします。

【職業安定法に規定されている事項】

厚生労働省が運営する人材サービス総合サイトに、自社の紹介実績等の情報として、以下の情報を入力または登録を行っています。

- ① 各年度（各年の4月1日～翌年の3月31日）に就職した者の数
- ② 上記①のうち、期間の定めのない労働契約を締結した者（無期雇用就職者）の数
- ③ 上記②のうち、就職から6か月以内に解雇以外の理由で離職した者の数
- ④ 上記②のうち、就職から6か月以内に解雇以外の理由で離職したかどうか判明しなかった者の数
- ⑤ 手数料に関する事項（手数料表の内容）
- ⑥ 返戻金制度の導入の有無及び導入している場合はその内容

注：上記①～④は「人材サービス総合サイト」に入力、⑤～⑥は同サイトにPDFの登録又は自社のHPのURLのご登録をお願いしています。

「人材サービス総合サイト」につきましては、下記URLをご確認ください。

・人材サービス総合サイト <https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb>

【職業安定法に基づく指針に規定されている事項】

指針に規定されている内容を踏まえ、以下の内容で業務運営しています。

- ① 自らの紹介により就職した者（無期雇用に限ります）に対し、就職した日から2年間、転職の勧奨を行っていません
- ② 求人者から徴収する手数料に関する返戻金制度を設けています
- ③ 求職者及び求人者双方に対して、求職者または求人者から徴収する手数料に関する事項を明示しています
また、返戻金制度に関する事項について明示しています
- ④ 求職申込みの勧奨にあたり、求職者に金銭等（いわゆる「お祝い金」など）を提供していません

【都道府県労働局からの是正指導】

宣言書提出時点において、都道府県労働局から職業紹介事業に関し、職業安定法に基づく是正指導を受けていません。

また、過去に受けた是正指導については是正済みです。

[宣言の取り下げ、取り消しについて]

宣言後、上記各項目に反していることが判明した場合は、宣言を取り下げることができます

取り下げ後、各項目に反する事実が是正された場合は、改めて宣言を行うことができます

各項目に反している事実があるにもかかわらず、取り下げがない場合は、厚生労働省が宣言を取り消すこともあります

厚生労働省から宣言が取り消された場合は、取り消された事業所として人材サービス総合サイトで公表されるとともに、6か月間改めて宣言を行うことはできなくなります

令和 年 月 日

事業所名

所在地

電話番号

職業紹介許可番号

医療・介護・保育分野適合紹介事業者宣言にあたっての 留意事項

1 宣言書提出から人材サービス総合サイトに表示されるまでの期間 について

- ・ 宣言書は随時提出可能ですが、原則、毎月20日までに提出された宣言書について、宣言書の内容を確認した上で、翌月上旬に人材サービス総合サイトに表示いたします。なお、初回は3月9日(月)に表示します。

2 宣言書の内容確認について

- ・ 提出された宣言書は、厚生労働省において確認を行います。宣言書に規定されている内容（①人材サービス総合サイトへの自社の紹介実績の登録、②職業安定法に基づく指針に規定されてる内容を踏まえた業務運営、③都道府県労働局からの是正指導を受けていない）の確認を行います。宣言内容の確認ができなかった場合は、厚生労働省から連絡を行い、宣言書の遵守後に改めて宣言書のご提出をお願いする場合がありますので、ご注意ください。

注1：人材サービス総合サイトへの自社の紹介実績の登録について

- ・ 人材サービス総合サイトには、自社の紹介実績として、宣言書に規定されている①～④の登録をお願いしているところですが、特に就職者数の実績の「4か月未満有期」欄の未入力（サイト上で「-」と表示）であるケースが多く見られます。実績がない場合でも「0」を入力いただく必要がありますのでご注意ください。職業安定法改正の周知用リーフレット（下記URL）もご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000171018_2.pdf

注2：職業安定法に基づく指針に規定されている「金銭等の提供」について

- ・ 交通費の実費支給を行うことや、軽微な物品提供等、社会通念上相当と認められる程度の金銭等の支給まで問題となるものではありません。例えば、500円程度の商品券等を提供することは、金銭等の提供には該当しません。上記の判断は個別具体的な状況によって異なるため、当該支給の趣旨及び目的が転職を促すものといえるかどうか等を踏まえ、総合的に判断いたします。